

## 森林環境譲与税の使途の状況

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 27 条及び 34 条に基づき、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する費用に充てるとされています。

播磨町における令和 4 年度決算の使途の状況は、次のとおりです。

1. 森林環境譲与税  
**3, 5 1 5 千円**

2. 使途の状況

緑化基金への積立 3,515 千円

(今後、木造の公共施設を改築等する際、当該施設の内装木質化や国内産木材使用に充てるため)